

証券コード 3137  
(発送日) 2025年6月6日  
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

## 株主各位

東京都北区赤羽二丁目51番3号

**株式会社ファンデリー**

代表取締役 阿部 公祐

### 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.fundely.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR資料室」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください。）

#### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3137/teiji/>



#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファンデリー」又は「コード」に当社証券コード「3137」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（午前9時開場）

2. 場 所 東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号

ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

決 議 事 項

第1号議案

第2号議案

第3号議案

第4号議案

第5号議案

第6号議案

定款一部変更の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

監査等委員である取締役3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

○書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

○インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

○インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

○本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してください  
ますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）  
午前10時（午前9時開場）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後6時00分到着分まで



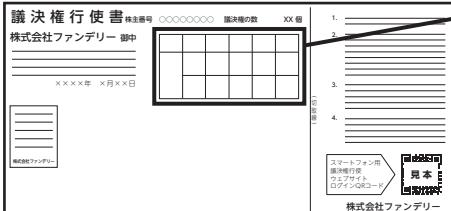
### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）  
午後6時00分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、4、5、6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第2、3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

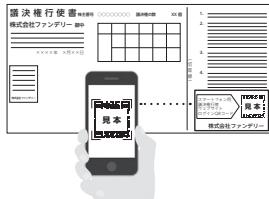
インターネットと書面（郵送）により重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

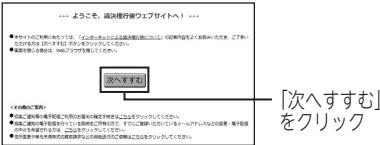
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

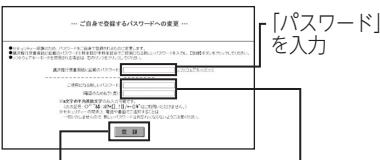
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「登録」をクリック 実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染収束を受けて経済社会活動が正常化する中で、雇用・所得環境の改善や株価の上昇による資産効果を背景として個人消費の緩やかな回復が続いている一方、資源価格の高止まりや政府の物価高対策の縮小によるエネルギー・食料品の価格上昇を背景として、消費者の節約志向の高まりや購買力低下により個人消費の回復が遅れるおそれもあり、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

当社が属する食事宅配市場は、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、女性の社会進出、食料品の購入や飲食に不便を感じる高齢者を中心とする買物弱者の増加といった社会的背景や、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化に伴って、宅配や冷凍食品への需要が増加しているため堅調に推移しております。

当社が主な顧客としている生活習慣病患者は年々増加傾向にあり、また、少子高齢化が進むことにより65歳以上の高齢者のみの世帯が増加するなど市場の成長が見込める経営環境となっております。そのため、食事宅配市場を今後の更なる成長が見込める有望市場と捉えて、新規参入する企業が増加しており、引き続き競争の激化が進んでおります。また、食品業界におきましては、食の安心・安全に対する消費者の関心が一層高まる中、企業の管理体制の徹底が求められております。

このような環境の中、当社におきましてはMFD事業において、定期購入サービスである「栄養士おまかせ定期便」の利用者拡大並びに健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の紹介ネットワーク拡大を軸に推し進め、新規・定期購入顧客数の拡大に努めました。

CID事業においては、旬や国産の食材にこだわった冷凍食品である国産ハイブランド冷食『旬をすぐに』を当社の埼玉工場で製造し、主にWEBサイトを通じて販売しており、他社とのコラボレーションの実施等による製品の品質向上に加え、小売店舗での販売等によるサービス認知度の向上及び新規顧客の獲得に努めました。

マーケティング事業においては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及

び『ミールタイム ファーマ』の2誌に掲載する広告枠の販売並びに健康食通販カタログ『ミールタイム』の紹介ネットワークを活用した業務受託における新規クライアントの開拓及び既存クライアントからの複数案件の獲得に努めました。

この結果、当事業年度の売上高は2,464,162千円（前期比6.9%減）、営業損失は133,610千円（前期は営業利益58,710千円）、経常損失は182,287千円（前期は経常利益55,900千円）、当期純損失は183,577千円（前期は当期純利益66,334千円）となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりであります。

#### (MFD事業)

当事業におきましては、季節ごとの商品入れ替えや、当社の管理栄養士・栄養士による食事相談サポート付き「私のおせち」の販売、紹介ネットワークの管理栄養士・栄養士に向けた「ミールタイム栄養士スキルアップセミナー」の実施に加え、2024年4月にブランド開始20周年、2025年4月に21周年を迎えるにあたり各種商品の価格改定を2024年3月・2025年3月に実施し、認知度の向上及び新規顧客の獲得に努めました。

また、医療機関への営業活動を本社・大阪支社・神奈川支社の3拠点体制で実施し、紹介ネットワークの拡大と深耕を通じて新規顧客の獲得に努めるとともに、当社の管理栄養士・栄養士が顧客の疾病、制限数値、嗜好に合わせて食事を選び定期購入できるサービス「栄養士おまかせ定期便」への積極的な移行を中心として販売に注力しました。

しかしながら、定期購入顧客数が前期比で減少していることや、仕入原価の高騰等の要因で、前期比で収益が悪化しました。

この結果、MFD事業における売上高は1,970,367千円（前期比4.6%減）、セグメント利益（営業利益）は290,495千円（同10.5%減）となりました。

#### (CID事業)

当事業におきましては、高品質・高価格の製品ラインアップを充実させるとともに、販路の拡大を目的として一部小売店舗での販売により、新規顧客の獲得及び販売数の拡大に努めました。また、セグメント間取引として、MFD事業におけるミールタイム商品の一部を製造し、販売数の拡大に努めました。

しかしながら、依然として損益分岐点に達していないことと、前期の販売

数を下回ったことから、前期比で収益が悪化しました。

この結果、C I D事業における売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は156,664千円（前期比36.1%減）、セグメント損失（営業損失）は389,784千円（前期は営業損失323,366千円）となりました。

#### （マーケティング事業）

当事業におきましては、健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』の2誌による広告枠の販売、また、紹介ネットワークを活用した業務受託において複数の案件を獲得しました。業務受託においては、新規案件及び既存案件の獲得数が減少したため、前期比で収益が悪化しました。

この結果、マーケティング事業における売上高は391,388千円（前期比17.7%減）、セグメント利益（営業利益）は269,791千円（同21.2%減）となりました。

#### 事業別売上高

| 区分        | 前事業年度      |            | 当事業年度      |            | 前事業年度末比増減  |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|           | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 増減率<br>(%) |
| M F D事業   | 2,064,998  | 74.1       | 1,970,367  | 78.2       | △94,631    | △4.6       |
| C I D事業   | 245,162    | 8.8        | 156,664    | 6.2        | △88,497    | △36.1      |
| マーケティング事業 | 475,325    | 17.1       | 391,388    | 15.5       | △83,937    | △17.7      |
| 計         | 2,785,486  | 100.0      | 2,518,419  | 100.0      | △267,066   | △9.6       |
| 調整額       | △138,765   | —          | △54,257    | —          | 84,508     | —          |
| 合計        | 2,646,721  | —          | 2,464,162  | —          | △182,558   | △6.9       |

(注) 1. 構成比は小数第2位を四捨五入して算出しております。

2. 調整額により、事業間の内部売上高を消去しております。

#### (2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

- (3) 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。
- (8) 対処すべき課題

当社は、ヘルスケア総合企業を目指して、お客様に満足度の高い商品、製品及びサービスを提供することにより、中長期的には更なる収益力の向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 定期購入顧客数の拡大

当社は、MFD事業において、お客様の健康状態の改善、特に血液検査の数値を改善していただくことを目指しており、そのためには当社の健康食を継続的にご利用いただくことが効果的であると考えております。

当社では、ご注文の電話に必ず栄養士が対応し、お客様一人ひとりの身体に合った商品を当社の栄養士が選んでお届けしており、さらには栄養士が直接電話でのカウンセリングも随時受け付けている点で競合他社との差別化を図っております。

当社では、電話による注文受付とは別に、お客様に手間なく当社の商品を継続購入していただくことで健康改善につなげられるよう、定期購入サービスを提供しております。

また、当社は、CID事業において、旬の国産食材を使用した冷凍食品を製造・販売しており、お客様の購入履歴や評価に基づき、お客様の嗜好に合った製品をAIが自動的に選び、お届けする定期購入サービスを提供しております。

定期購入を利用するお客様を増加させること及び離脱率を低下させることで、当社商品・製品の購入数の増加が見込まれます。定期購入により、当社の売上・利益が増加し、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり定期購入顧客数の拡大を目指しております。

## ② 紹介ネットワークの拡大・深耕

当社は、MFD事業において、紹介ネットワークを通じて健康食通販カタログ『ミールタイム』を配布しており、お客様を獲得するための主たる手段となっております。紹介ネットワークにおいて、いかに当社のカタログを患者様に配布いただくかによって、当社の新規顧客数が大きく左右され、業績にも大きく影響いたします。当社は、従来どおり紹介ネットワークを拡大していくとともに、各紹介ネットワークにおいてカタログを配布いただくような働きかけを強化してまいります。

## ③ 顧客層の拡大

当社は、売上の大半を占めるMFD事業において、健康改善したい方を主要な顧客ターゲットとしているため、顧客層は必然的に健康状態に疑義がある方が多いと推測される高齢のお客様に偏っているのが現状であります。

会社規模を拡大していくには、現状手薄となっている若年層のお客様を取り込んでいく必要があると考えております。また、健康状態に疑義がある方のみでなく、疾病予防の観点から、健康な方もお客様として取り込んでいく必要があると考えております。今後、MFD事業及びCID事業において、これらに対する施策に取り組み、更なる収益獲得機会の拡大を図ってまいります。

#### ④ 商品・製品開発の充実

当社は、MFD事業において、糖尿病・脂質異常症・高血圧・痛風・メタボの方に向けた「ヘルシー食」「ヘルシー食多め」、腎臓病・糖尿病性腎症・透析の方に向けた「低たんぱく食」、不足しがちな栄養素（たんぱく質及び特定栄養素）を補給したい方に向けた「パワーアップ食」、咀嚼・嚥下が困難な方に向けた「やわらか食」を大きな分類として、商品『ミールタイム』を販売しております。また、CID事業において、国産食材を使用して自社工場で製造している製品『旬をすぐに』を販売しております。

しかしながら、商品・製品分類によっては品揃えが充実していないこと、商品・製品に使用されている食材の多様性・美味しさについて改善の余地があることなど、商品・製品の価値を向上すべき点は少なくありません。これらを改善していくことで、今後もお客様の満足につながる商品・製品の開発に取り組んでまいります。

#### ⑤ コスト削減

当社は、過去に商品販売価格の大幅値下げを行うなど、価格面でも顧客満足の向上に努めており、今後もこの方針で取り組んでいくものと考えております。それに対応すべく、当社は、コスト削減を徹底することとしており、具体的には、共栄会を活用した原材料仕入れの低価格化、委託先企業との価格交渉、外部委託業務の内製化、一般経費の削減等を検討しております。

#### ⑥ 人材の確保及び教育体制の強化

人材の確保は、売上や顧客数、紹介ネットワーク数の増加、業務効率化の推進等の、業績向上の大きな要因となっております。採用した人材は、技術、知識を十分に兼ね備えた人材として教育できる体制を整えており、能力の向上を目的とした社内研修、外部からの講師を招いての講演会も積極的に行っております。今後も当社の業容の拡大に合わせた教育体制をさらに発展させてまいります。さらに、従業員のスキルにあったカリキュラムを構築し、全従業員がさらにステップアップできる教育体制を強化してまいります。

## ⑦ 継続企業の前提に関する重要な事象等

当社は、C I D事業の損益分岐点売上高の未達及び将来の販売見通しに基づいた事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、前事業年度以前に多額の営業損失及び経常損失を計上しておりました。

その結果、営業損失及び経常損失を計上した当事業年度末においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

このため、当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで良好な関係を構築しております。また、2023年3月期において埼玉工場の土地及び建物に対して同金融機関を第一順位とする根抵当権を設定しており、同金融機関との協議を通じて上記の期限の利益の喪失に係る権利行使をしないことについての同意を得ております。

さらに、これらの対応策に加えて、当事業年度末から12ヶ月間の資金繰りについても検討いたしました。M F D事業及びC I D事業の販売数量について、保守的な仮定を採用した場合の売上予測を基礎として作成した資金繰り計画を考慮した結果、当事業年度末の翌日から12ヶ月間の資金繰りに関して重要な懸念はないと判断しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(9) 財産及び損益の状況

| 区分                               | 第22期<br>(2022年3月期) | 第23期<br>(2023年3月期) | 第24期<br>(2024年3月期) | 第25期<br>[当事業年度]<br>(2025年3月期) |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                          | 3,123,619          | 2,810,524          | 2,646,721          | 2,464,162                     |
| 経常利益又は<br>経常損失(△)(千円)            | △158,916           | △284,039           | 55,900             | △182,287                      |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△)(千円)          | △1,948,817         | △284,288           | 66,334             | △183,577                      |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円) | △306.54            | △44.79             | 10.49              | △28.97                        |
| 総資産(千円)                          | 5,462,628          | 4,935,839          | 4,629,318          | 4,179,988                     |
| 純資産(千円)                          | 643,173            | 349,656            | 405,573            | 221,995                       |
| 1株当たり純資産(円)                      | 99.25              | 53.37              | 64.00              | 35.03                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は期中平均株式数により、  
1株当たり純資産は期末発行済株式の総数により算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (11) 主要な事業内容

### ① MFD事業

糖尿病、脂質異常症、高血圧、腎臓病などの生活習慣病患者様やその予備軍の方々へ向けた、エネルギーや塩分、たんぱく質等を調整した健康食の宅配事業を行っております。健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』を、全国約20,000ヶ所の紹介ネットワーク（医療機関、調剤薬局、保健所、介護施設等）にて設置・配布いただき、受け取った個人の方々にご注文いただいております。

カタログ発行に加えて、健康食通販のオンラインショップを開設しており、これらの媒体を通じて、電話・FAX・WEB・定期にて健康食を販売しております。

### ② CID事業

若年層や、食材の安心・安全を求める方々へ向けた、旬や国産の食材にこだわる食事『旬をすぐに』の宅配事業を行っております。オンラインショップを開設してWEBを通じて販売している他、一部小売店の店頭にて販売しております。

### ③ マーケティング事業

食品メーカー等のマーケティング支援サービスを提供しております。当社が発行している健康食通販カタログ『ミールタイム』及び『ミールタイム ファーマ』における誌面広告枠の販売、食品メーカー等の市販商品を当社の紹介ネットワークを活用してサンプリングを実施するなどの業務受託、並びに医療機関で働く管理栄養士が考案した健康食のレシピ情報サイト『はちまるレシピ』の運営を行っております。

(12) 主要な営業所及び工場

本社（東京都北区）

大阪支社（大阪府大阪市淀川区）

神奈川支社（神奈川県小田原市）

埼玉工場（埼玉県本庄市）

(13) 従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 40名  | 7名減       | 30.6歳 | 6.3年   |

| 事業区分      | 従業員数 | 前事業年度末比増減 |
|-----------|------|-----------|
| M F D 事業  | 18名  | 3名減       |
| C I D 事業  | 5名   | 3名減       |
| マーケティング事業 | 3名   | 1名減       |
| 全社（共通）    | 14名  | —         |
| 合計        | 40名  | 7名減       |

- (注) 1. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第2位を四捨五入して表示しております。  
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート、アルバイト及び派遣社員をいう）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

| 借入先       | 借入残高        |
|-----------|-------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 3,715,790千円 |

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 25,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,470,100株 (自己株式132,600株を含む)
- (3) 株主数 4,219名
- (4) 大株主

| 株主名                                                                     | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------------------------------------------------------------|------------|--------|
| 阿 部 公 祐                                                                 | 4,044,100株 | 63.81% |
| 阿 部 ふ よ う                                                               | 125,000株   | 1.97%  |
| 宮 入 知 喜                                                                 | 108,000株   | 1.70%  |
| 利 川 美 緒                                                                 | 78,300株    | 1.24%  |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                       | 76,098株    | 1.20%  |
| NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3<br>(常任代理人 野村證券株式会社)                            | 74,600株    | 1.18%  |
| 相 田 泰 道                                                                 | 50,000株    | 0.79%  |
| 阿 部 美 子                                                                 | 42,000株    | 0.66%  |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社                                                     | 37,100株    | 0.59%  |
| NOMURA INTERNATIONAL PLC<br>A / C J A P A N F L O W<br>(常任代理人 野村證券株式会社) | 36,200株    | 0.57%  |

- (注) 1. 持株比率は自己株式(132,600株)を控除して計算しております。  
2. 持株比率は小数第3位を四捨五入して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                  |
|-------|---------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役 | 阿 部 公 祐 | MFD事業部長                                       |
| 取 締 役 | 利 川 美 緒 | マーケティング事業部長                                   |
| 取 締 役 | 茅 野 智 憲 | 経営管理本部長                                       |
| 取 締 役 | 山 崎 雄 一 | —                                             |
| 常勤監査役 | 松 澤 秀 人 | —                                             |
| 監 査 役 | 成 願 隆 史 | 公認会計士成願隆史事務所 所長<br>株式会社ビープレイクシステムズ 取締役(監査等委員) |
| 監 査 役 | 浅 井 耕 作 | CO Partners株式会社 代表取締役                         |

- (注) 1. 取締役山崎雄一氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
2. 常勤監査役松澤秀人氏、監査役成願隆史氏及び監査役浅井耕作氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
3. 監査役成願隆史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役・監査役等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担する法律上の損害賠償及び争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 報酬等の総額(千円)         | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |          | 対象となる役員の員数(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|----------|----------|---------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 73,710<br>(6,000)  | 73,710<br>(6,000)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 5<br>(1)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21,600<br>(21,600) | 21,600<br>(21,600) | —<br>(—) | —<br>(—) | 4<br>(4)      |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 95,310<br>(27,600) | 95,310<br>(27,600) | —<br>(—) | —<br>(—) | 9<br>(5)      |

- (注) 1. 上表には2024年6月25日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名及び監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内）と決議いたしました。
- 当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役は1名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いたしております。
- 当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役は2名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分    | 氏名   | 兼職先                             | 兼職の内容            |
|-------|------|---------------------------------|------------------|
| 社外取締役 | 山崎雄一 | —                               | —                |
| 社外監査役 | 松澤秀人 | —                               | —                |
| 社外監査役 | 成願隆史 | 公認会計士成願隆史事務所<br>株式会社ビープレイクシステムズ | 所長<br>取締役(監査等委員) |
| 社外監査役 | 浅井耕作 | CO Partners株式会社                 | 代表取締役            |

- (注) 1. 監査役成願隆史氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
2. 監査役浅井耕作氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分    | 氏名      | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                    |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 山 崎 雄 一 | <p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席いたしました。</p> <p>主に、上場企業で培われた幅広い経験と見識をもとに、取締役会では該当視点から必要に応じ意見を述べております。また、業務執行者から独立した客観的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> |
| 社外監査役 | 松 澤 秀 人 | <p>2024年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回、また、監査役会には、10回中10回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに、適宜発言を行っております。</p>                                      |
| 社外監査役 | 成 願 隆 史 | <p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、13回中13回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。</p>                                                     |
| 社外監査役 | 浅 井 耕 作 | <p>当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回、また、監査役会には、13回中13回出席いたしました。</p> <p>取締役会及び監査役会において、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する豊富な経験と見識をもとに、適宜発言を行っております。</p>                                          |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 33,440千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,440千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
- (b) 「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
- (c) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正措置を行ふものとする。
- (d) 「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
- (b) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。
- (c) 「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役に適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
  - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (a) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
  - (b) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
  - (c) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制ならびに当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用者を置くこととする。
  - (b) 当該使用者は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用者の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。
  - (b) 内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。
  - (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、会計監査人、及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
  - (b) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直すとともに、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

取締役会は、社外取締役1名を含む取締役4名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で職務を執行しました。

内部監査担当部門は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役に報告しました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査担当部門、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。また、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員・その他使用人と対話を行い、内部監査担当部門、会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、企業体質の強化及び将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。当事業年度の期末配当につきましては、C I D事業の損益分岐点未達が主な要因となり2023年3月期に当期純損失を計上して以降、配当原資となる利益剰余金がマイナスの状態が続いていることから、誠に遺憾ながら当事業年度の期末配当を無配といたします。

また、翌事業年度の剰余金の配当につきましては、経営成績・財政状態の改善に向けた取り組みを推進しておりますが、翌事業年度の業績見通しを勘案し、配当原資となる利益剰余金の確保への先行きが不透明であることを踏まえて、現時点においては無配を予定しております。

# 貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位:千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                          | 金 額       |
|-------------------|-----------|------------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                    |           |
| 流 動 資 産           | 1,155,551 | 流 動 負 債                      | 507,061   |
| 現 金 及 び 預 金       | 758,883   | 買 掛 金                        | 90,109    |
| 売 掛 金             | 166,696   | 1 年 内 収 済 予 定 の<br>長 期 借 入 金 | 270,360   |
| 商 品 及 び 製 品       | 167,950   | 未 払 金                        | 57,076    |
| 仕 掛 品             | 643       | 未 払 費 用                      | 14,771    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品   | 15,531    | 未 払 法 人 税 等                  | 1,290     |
| 前 払 費 用           | 38,948    | 預 金                          | 5,920     |
| そ の 他             | 6,993     | 賞 与 引 当 金                    | 14,053    |
| 貸 倒 引 当 金         | △95       | 災 害 損 失 引 当 金                | 25,472    |
| 固 定 資 産           | 3,024,436 | 株 主 優 待 引 当 金                | 13,546    |
| 有 形 固 定 資 産       | 2,976,941 | そ の 他                        | 14,461    |
| 建 物               | 1,847,773 | 固 定 負 債                      | 3,450,931 |
| 構 築 物             | 320,350   | 長 期 借 入 金                    | 3,445,430 |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 289,553   | 資 産 除 去 債 務                  | 5,501     |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 2,538     | 負 債 合 計                      | 3,957,992 |
| 土 地               | 516,725   | (純 資 産 の 部)                  |           |
| 無 形 固 定 資 産       | 2,038     | 株 主 資 本                      | 221,995   |
| 特 許 権             | 509       | 資 本 金                        | 280,708   |
| 商 標 権             | 1,418     | 資 本 剰 余 金                    | 230,708   |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 110       | 資 本 準 備 金                    | 230,708   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 45,456    | 利 益 剰 余 金                    | △193,121  |
| 敷 金               | 33,128    | そ の 他 利 益 剰 余 金              | △193,121  |
| 差 入 保 証 金         | 5,779     | 繰 越 利 益 剰 余 金                | △193,121  |
| そ の 他             | 6,548     | 自 己 株 式                      | △96,299   |
| 資 産 合 計           | 4,179,988 | 純 資 産 合 計                    | 221,995   |
|                   |           | 負 債 及 び 純 資 産 合 計            | 4,179,988 |

## 損 益 計 算 書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位:千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 2,464,162 |
| 売 上 原 価                 | 1,429,999 |
| 売 上 総 利 益               | 1,034,163 |
| 販売費及び一般管理費              | 1,167,773 |
| 營 業 損 失                 | 133,610   |
| 營 業 外 収 益               |           |
| 受 取 手 数 料               | 729       |
| 受 取 保 険 金               | 26,432    |
| 雜 収 入                   | 1,168     |
|                         | 28,330    |
| 營 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 51,530    |
| 災 害 損 失 引 当 金 繰 入 額     | 25,472    |
| 雜 損 失                   | 5         |
|                         | 77,008    |
| 経 常 損 失                 | 182,287   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 182,287   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,290     |
| 当 期 純 損 失               | 183,577   |

## 株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位:千円)

| 資本金                     | 主 資 本   |         |         |          |                    | 自己株式    | 株主資本合計   |  |  |
|-------------------------|---------|---------|---------|----------|--------------------|---------|----------|--|--|
|                         | 資本剰余金   |         | 利益剰余金   |          | その他<br>利益剰余金<br>総額 |         |          |  |  |
|                         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益剰余金合計 | 利益剰余金合計  |                    |         |          |  |  |
| 当期首残高                   | 280,708 | 230,708 | 230,708 | △9,543   | △9,543             | △96,299 | 405,573  |  |  |
| 当期変動額                   |         |         |         |          |                    |         |          |  |  |
| 当期純損失                   |         |         |         | △183,577 | △183,577           |         | △183,577 |  |  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |         |         |          |                    |         | －        |  |  |
| 当期変動額合計                 | －       | －       | －       | △183,577 | △183,577           | －       | △183,577 |  |  |
| 当期末残高                   | 280,708 | 230,708 | 230,708 | △193,121 | △193,121           | △96,299 | 221,995  |  |  |

|                         | 純資産合計    |
|-------------------------|----------|
| 当期首残高                   | 405,573  |
| 当期変動額                   |          |
| 当期純損失                   | △183,577 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | －        |
| 当期変動額合計                 | △183,577 |
| 当期末残高                   | 221,995  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ① 商品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ② 製品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ③ 仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ④ 原材料

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ⑤ 貯蔵品

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。また、埼玉工場の工具、器具及び備品並びに機械装置及び運搬具については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

構築物 10～15年

機械装置及び運搬具 10年

工具、器具及び備品 2～15年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

③ 災害損失引当金

埼玉県本庄市において発生した雹災により、当社埼玉工場に軽微な被害が発生し、建物の外壁や設備等の損害に対して、その修繕費用等の見積額を計上しております。

④ 株主優待引当金

将来の株主優待の利用に備えるため、今後発生すると見込まれる株主優待利用見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① MFD事業

MFD事業においては、当社が提供する『ミールタイム』の販売を主な事業としております。これらの商品の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、商品の出荷時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、商品引渡し時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

② CID事業

CID事業においては、当社が提供する『匂をすぐに』の製品の製造、販売を主な事業としており、当社ECサイト経由及び小売店にて販売しております。これらの製品の販売のうち、当社ECサイトでの販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の出荷時点で収益を認識しております。代金は、製品引渡し時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。また、小売店での販売においては、卸売会社への納品時点で卸売会社が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の納品時点で収益を認識しております。代金は、製品引渡し時点から概ね2ヶ月以内に受領しております。

### ③ マーケティング事業

マーケティング事業においては、カタログ誌面の広告枠販売、サンプリング等の業務委託を主な事業としております。カタログ誌面の広告枠販売については、広告枠の掲載期間を履行義務の充足期間として、掲載期間に亘り均等に収益を認識しております。サンプリング等の業務委託については、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、役務を提供した時点で収益を認識しております。代金は、履行義務を充足した時点から概ね1ヶ月以内に受領しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 棚卸資産の評価

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

|       |          |
|-------|----------|
| 製品    | 41,798千円 |
| 製品評価損 | 18,154千円 |

(注) 製品評価損は、当事業年度末の製品評価損（686,721千円）と前事業年度末の製品評価損の戻入（668,567千円）を相殺した金額になります。

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品は、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合に、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、賞味期限日までに販売が見込めない製品は、その数量を見積り、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げております。

賞味期限日までに販売が見込めない製品数量の見積りは、将来の販売数量を基礎としております。将来の販売数量の見積りにおいては、直近の販売数量が将来の期間においても継続することを主要な仮定としております。

製品の評価において使用されるこれらの仮定は、最善の見積りを行っているものの不確実性は存在し、今後の顧客需要の変化によって影響を受ける可能性があるため、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

##### C I D事業における固定資産の金額

|        | 帳簿価額        |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 2,975,449千円 |
| 無形固定資産 | 906千円       |

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

C I D事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候を認識し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により減損損失認識の要否を判定しております。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったことから、減損損失の測定を行っております。減損損失の測定においては、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額に基づき減損損失を測定いたしますが、正味売却価額が帳簿価額を上回ったことから、減損損失を計上しておりません。

減損損失の測定に用いる正味売却価額は、外部の評価会社から入手した不動産鑑定評価書及び動産鑑定評価書に基づき算定されておりますが、当該評価の前提となる評価手法及びインプットデータの選択には評価に関する高度な専門知識が必要となり、正味売却価額の見積りに重要な影響を及ぼします。

正味売却価額の見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、正味売却価額の見積り額の見直しが必要な事象が生じた場合、翌事業年度の計算書類の損益に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 1,846,317千円 |
| 土地 | 516,725千円   |
| 計  | 2,363,042千円 |

② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 270,360千円   |
| 長期借入金         | 3,445,430千円 |
| 計             | 3,715,790千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

|           |             |
|-----------|-------------|
| 建物        | 690,257千円   |
| 構築物       | 208,489千円   |
| 機械装置及び運搬具 | 675,776千円   |
| 工具、器具及び備品 | 84,849千円    |
| 合計        | 1,659,372千円 |

(3) 長期借入金に係る財務制限条項

当事業年度末における長期借入金には、純資産の部の金額、営業損益及び経常損益等に係る財務制限条項が付されております。これに抵触した場合、当該借入金について期限の利益を喪失する可能性があります。

当社は、C I D事業の損益分岐点売上高の未達及び将来の販売見通しに基づいた事業年度末時点での販売不能見込みを製品評価損として織り込んだことにより、前事業年度以前に多額の営業損失及び経常損失を計上しておりました。

その結果、営業損失及び経常損失を計上した当事業年度末においても、長期借入金に係る財務制限条項の一部に抵触しており、当該財務制限条項に該当した場合には期限の利益を喪失することとなります。

当社は、当該状況を解消すべく、取引金融機関と定期的に意見交換を行うことで良好な関係を構築しております。また、2023年3月期において埼玉工場の土地及び建物に対して同金融機関を第一順位とする根抵当権を設定しており、同金融機関との協議を通じて上記の期限の利益の喪失に係る権利行使をしないことについての同意を得ております。

財務制限条項は以下のとおりであります。

- ① 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、2018年3月期の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること。
- ② 2021年3月に終了する決算期以降の各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- ③ 2021年3月に終了する決算期以降の各年度決算期における営業損益及び減価償却費の合計金額が250,000千円を下回らないこと。
- ④ 2021年3月を初回とし、以降毎年3月、6月、9月及び12月末時点（以下、総称して「基準日」という。）において、以下の計算式で算出された数値が0.2未満となった場合、最新の四半期報告書又はそれに準ずる資料が開示された翌月末までに、工場土地及びその上に建設された建物に対し貸主を第一順位とする根抵当権設定の設定登記を完了させるために必要な所定の手続きを実施すること。

（計算式）

基準日に属する四半期の直前の四半期における単体の損益計算書に示される経常損益 ÷ 基準日に属する四半期の直前の四半期において返済した借入金元本及び利息の合計

#### 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首   | 増加 | 減少 | 当事業年度末    |
|----------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式 (株) | 6,470,100 | —  | —  | 6,470,100 |

##### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類    | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|----------|---------|----|----|---------|
| 普通株式 (株) | 132,600 | —  | —  | 132,600 |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

##### (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないのを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、設備投資に係る資金を金融機関からの借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は概ね2ヶ月以内の支払期日であります。長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であり、金利の変動リスク及び流動性のリスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスクの管理

営業債権については、一般顧客分につきましては、主に決済方法を前払いや代引またはクレジットカード決済に限定することにより低減されております。対企業の債権につきましては「与信管理規程」に沿って取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスクの低減を図っております。敷金についても、当社の「与信管理規程」に準じて、同様の管理を行っております。

##### b. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、金融機関からの借入により設備投資に係る資金を手当としており、変動金利による調達があります。担当部署で金利の変動をモニタリングし、金利の上昇局面では固定金利条件の借入、金利の下降局面では借換等を行うことで、金利の変動に係るリスクを低減しております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|         | 貸借対照表計上額    | 時価          | 差額   |
|---------|-------------|-------------|------|
| ① 敷金    | 33,128      | 32,770      | △357 |
| ② 長期借入金 | (3,715,790) | (3,715,790) | —    |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分    | 時価   |             |      |             |
|-------|------|-------------|------|-------------|
|       | レベル1 | レベル2        | レベル3 | 合計          |
| 敷金    | —    | 32,770      | —    | 32,770      |
| 長期借入金 | —    | (3,715,790) | —    | (3,715,790) |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

主としてオフィス賃借時に差し入れている敷金であり、償還予定期間を見積り国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金

長期借入金については、すべて変動金利によるものであり、短期間で金利を見直していることから、時価は帳簿価額に近似しているため当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

#### (注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超      |
|-------|---------|-------------|--------------|-----------|
| 長期借入金 | 270,360 | 1,081,440   | 1,351,800    | 1,012,190 |

(注3) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金、減損損失、税務上の繰越欠損金であり、評価性引当額として全額控除しております。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | M F D     | C I D   | マーケティング | 計         |
|-----------------|-----------|---------|---------|-----------|
| 一時点で移転される財      | 1,970,367 | 102,407 | 306,238 | 2,379,012 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —         | —       | 85,150  | 85,150    |
| 顧客との契約から生じる収益   | 1,970,367 | 102,407 | 391,388 | 2,464,162 |
| その他の収益          | —         | —       | —       | —         |
| 外部顧客への売上高       | 1,970,367 | 102,407 | 391,388 | 2,464,162 |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

|               | 当事業年度     |
|---------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 166,696千円 |
| 契約負債          | 550千円     |

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 35円03銭

1株当たり当期純損失 28円97銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ファンデリー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 端 美 穂  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 藤 岡 義 博  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファンデリーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び埼玉工場等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任 あづさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社ファンデリー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 松澤秀人 印

監査役（社外監査役） 成願隆史 印

監査役（社外監査役） 浅井耕作 印

以上

## 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

## 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会における議決権等を有する監査等委員である取締役を置くことで取締役会の監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスを一層充実させ、透明性の高い経営を実現することにより、ステークホルダーの皆様の期待に応えるとともに、更なる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
  - (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8条（単元株式数）<br/>当会社の<u>1単元の株式数は、100株</u>とする。</p>                                                                                                                                                                                         | <p>第8条（単元株式数）<br/>当会社の<u>単元株式数は、100株</u>とする。</p>                                                                                                                               |
| <p>第9条～第11条（条文省略）</p>                                                                                                                                                                                                                      | <p>第9条～第11条（現行どおり）</p>                                                                                                                                                         |
| <p>第12条（株主総会の招集）<br/>当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>                                                                                                                                                                | <p>第12条（株主総会の招集）<br/>当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p>                                                                                                 |
| <p>第13条（基準日）<br/>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。</u></p> | <p>第13条（基準日）<br/>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>                                                                                    |
| <p>第14条（招集権者及び議長）<br/>株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>                                                                    | <p>第14条（招集権者及び議長）<br/>株主総会は、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</p> <p>3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |

| 現行定款                                                                                                                 | 変更案                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第15条～第16条 (条文省略)                                                                                                     | 第15条～第16条 (現行どおり)                                                                                                    |
| 第17条 (電子提供措置等)<br>(条文省略)<br>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 | 第17条 (電子提供措置等)<br>(現行どおり)<br>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| 第18条 (員数)<br>当会社の取締役は、7名以内とする。<br>(新 設)                                                                              | 第18条 (員数)<br>当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、7名以内とする。<br>2. <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>                      |
| 第19条 (選任方法)<br>取締役は、株主総会において選任する。<br>2. (条文省略)<br>3. (条文省略)                                                          | 第19条 (選任方法)<br>取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u><br>2. (現行どおり)<br>3. (現行どおり)                     |

| 現行定款                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>         | <p>第20条（任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |
| <p><u>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>                          | <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>     |
| <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>                                        |

| 現行定款                                                                                                                                                                                      | 変更案                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2. 取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>             | <p>第22条 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p><u>2. 代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序による。</u></p> <p><u>3. 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |
| <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事が出来る。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催する事ができる。</u></p>                                                       |
| <p>第24条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>                                                     | <p>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>                                                                                    |
| <p>第25条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                               | <p>第25条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>                                                                            |

| 現行定款                                                                                                                                                         | 変更案                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第25条 (条文省略)                                                                                                                                                  | 第26条 (現行どおり)                                                                                                                                                   |
| <p><b>第26条 (報酬等)</b></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                       | <p><b>第27条 (報酬等)</b></p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>                                              |
| <p><b>第27条 (取締役の責任限定)</b></p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p><b>第28条 (取締役の責任限定契約)</b></p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p><b>第28条 (員数)</b></p> <p>当会社の監査役は、4名以内とする。</p>                                                                                 | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>                                                                                                                                      |
| <p><b>第29条 (選任方法)</b></p> <p>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                               | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                   |

| 現行定款                                                                                                                                                      | 変更案   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>第30条（任期）</u><br><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>      | (削 除) |
| <u>第31条（常勤監査役）</u><br><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>                                                                                                   | (削 除) |
| <u>第32条（補欠監査役の予選の効力）</u><br><u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>                                                     | (削 除) |
| <u>第33条（監査役会の招集通知）</u><br><u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> | (削 除) |
| <u>第34条（監査役会規程）</u><br><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>                                                                               | (削 除) |

| 現行定款                                                                                                                               | 変更案                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>第35条（報酬等）</u><br><u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>                                                  | (削 除)                                                                                                                                                                     |
| <u>第36条（監査役の責任限定）</u><br><u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> | (削 除)                                                                                                                                                                     |
| (新 設)                                                                                                                              | <u>第5章 監査等委員会</u>                                                                                                                                                         |
| (新 設)                                                                                                                              | <u>第29条（常勤の監査等委員）</u><br><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>                                                                                                      |
| (新 設)                                                                                                                              | <u>第30条（監査等委員会の招集通知）</u><br><u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> |
| (新 設)                                                                                                                              | <u>第31条（監査等委員会規程）</u><br><u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>                                                                                        |

| 現行定款                               | 変更案                                 |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| 第 <u>37</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略) | 第 <u>32</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり) |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（4名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                        | <b>再任</b><br>あ 阿 部 公 祐<br>(1972年11月15日生) | 1996年4月 朝日火災海上保険株式会社（現 楽天損害保険株式会社）入社<br>2000年9月 当社設立 代表取締役<br>2016年2月 代表取締役 経営管理本部長<br>2020年6月 代表取締役<br>2025年5月 代表取締役 MFD事業部長（現任） | 4,044,100株 |
| (取締役候補者とした理由)                                                                                                                                            |                                          |                                                                                                                                   |            |
| 阿部公祐氏は、当社設立以来、創業者として、強力なリーダーシップと実行力により、有機的一体として機能する各事業を創出し、当社事業の立ち上げ及び発展並びに当社ビジョンの実現に尽力してまいりました。引き続き、事業推進の要として当社経営を担うことが当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。 |                                          |                                                                                                                                   |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                           | 氏名<br>(生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2                                                                                                                                                                                               | <p><b>再任</b></p> <p>利川 美緒<br/>(1981年3月3日生)</p>   | <p>2001年4月 当社入社<br/>2010年7月 取締役 マーケティング事業部長<br/>2014年10月 取締役 マーケティング事業担当<br/>2015年4月 取締役 マーケティング事業部長<br/>2024年2月 取締役 営業本部長 兼 MFD事業部長<br/>2025年5月 取締役 マーケティング事業部長 (現任)</p> | 78,300株    |
| (取締役候補者とした理由)                                                                                                                                                                                   |                                                  |                                                                                                                                                                           |            |
| <p>利川美緒氏は、入社以来、当社の創業期及び各事業の立ち上げ期からのメンバーアーとして、一貫して営業活動により当社事業の発展に貢献してまいりました。マーケティング事業やMFD事業など営業部門の事業部長を歴任し、直近では取締役マーケティング事業部長に就任しております。引き続き、これらの経験及び実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p>     |                                                  |                                                                                                                                                                           |            |
| 3                                                                                                                                                                                               | <p><b>再任</b></p> <p>茅野 智憲<br/>(1983年10月16日生)</p> | <p>2008年12月 あづさ監査法人（現 有限責任 あづさ監査法人）入所<br/>2012年9月 公認会計士登録<br/>2013年3月 当社入社<br/>2016年9月 人事総務部長<br/>2020年6月 取締役 経営管理本部長 (現任)</p>                                            | 8,400株     |
| (取締役候補者とした理由)                                                                                                                                                                                   |                                                  |                                                                                                                                                                           |            |
| <p>茅野智憲氏は、公認会計士としての経理財務分野に関する高い見識に加えて、当社入社以来、経営企画室や人事総務部での幅広い経験と見識を有しており、当社の経営管理業務に貢献してまいりました。2016年に人事総務部長に就任し、2020年には取締役経営管理本部長に就任しております。引き続き、これらの経験及び実績を活かして当社経営を担えるものと判断し、取締役候補者といたしました。</p> |                                                  |                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 2. 阿部公祐氏は、当社の経営を支配している者であります。  
 3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費

用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div><br>まつ さわ ひで と<br>松 澤 秀 人<br>(1961年7月21日生) | 1990年10月 原田工業株式会社 入社<br>2015年10月 同社 総務法務部長<br>2017年6月 同社 常勤監査役<br>2023年6月 同社 エグゼクティブアドバイザー<br>2024年6月 当社 社外監査役（現任） | 一株                 |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  
松澤秀人氏は、上場企業での業務を通じて培われた幅広い経験と見識を有しております、また、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有していることから、これらの経験及び知識を活かして当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2     | <p>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</span></p> <p>じょう がん たか ふみ<br/>成 願 隆 史</p> <p>(1973年1月4日生)</p> | <p>1996年11月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所</p> <p>2003年8月 ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社（現 ケネディクス株式会社）入社</p> <p>2008年1月 公認会計士成願隆史事務所開設 所長（現任）</p> <p>2009年4月 株式会社エプコ 社外監査役</p> <p>2010年7月 当社 社外監査役（現任）</p> <p>2016年3月 株式会社エプコ 社外取締役（監査等委員）</p> <p>2017年9月 株式会社ビーブレイクシステムズ 社外取締役</p> <p>2023年9月 株式会社ビーブレイクシステムズ 社外取締役（監査等委員）（現任）</p> | 4,500株             |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  
成願隆史氏は、公認会計士としての長年にわたる経験及び専門的見地からの高い見識を有しており、また、上場企業の財務経理部門での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験及び知識を活かして当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3     | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>新任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span> </div> <p>あさ い こう さく<br/>浅 井 耕 作<br/>(1983年7月24日生)</p> | <p>2006年4月 野村證券株式会社 入社<br/> 2022年1月 Auxiliary Partners株式会社（現CO Partners株式会社）設立 代表取締役（現任）<br/> 2022年6月 当社 社外監査役（現任）</p> | 一株                 |

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  
浅井耕作氏は、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する幅広い経験と見識を有しており、また、企業経営者としての経験と幅広い知見を有していることから、これらの経験及び知識を活かして当社の業務執行を監督する職務を適切に遂行していただけるものと判断し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 松澤秀人氏、成願隆史氏及び浅井耕作氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 松澤秀人氏、成願隆史氏及び浅井耕作氏は、現在、当社の業務執行者ではない役員（監査役）であります。  
4. 当社は、松澤秀人氏、成願隆史氏及び浅井耕作氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。各氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。  
5. 当社は、松澤秀人氏、成願隆史氏及び浅井耕作氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。  
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の法律上の損害賠償及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の犯罪行為又は法令違反を認識して行った場合等を除く。）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額300,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、3名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、監査等委員である取締役の職責、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準、役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がふじみ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、監査実績、監査報酬等を総合的に勘案し、複数の監査法人を比較検討した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2025年4月現在)

|            |                                                                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称         | ふじみ監査法人                                                                                                    |
| 主たる事務所の所在地 | 東京都中央区日本橋室町四丁目4番3号                                                                                         |
| 沿革         | 1983年5月設立                                                                                                  |
| 概要         | 資本金 76百万円<br>構成人員 社員数38名（代表社員22名、社員16名）<br>公認会計士93名<br>公認会計士試験合格者等11名<br>その他職員6名<br>合計148名<br>監査関与会社数 126社 |

### 【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

第1号議案、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

| 氏名      | 当社における地位         | 企業<br>経営 | 業界<br>経験 | 営業・<br>マーケ<br>ティング | 財務・<br>会計 | 人事・<br>労務 | 法務・リスク<br>マネジメント |
|---------|------------------|----------|----------|--------------------|-----------|-----------|------------------|
| 阿 部 公 祐 | 代表取締役            | ○        | ○        | ○                  |           |           |                  |
| 利 川 美 緒 | 取締役              | ○        | ○        | ○                  |           |           |                  |
| 茅 野 智 憲 | 取締役              | ○        |          |                    | ○         | ○         | ○                |
| 松 澤 秀 人 | 取締役<br>(常勤監査等委員) | ○        |          |                    |           | ○         | ○                |
| 成 願 隆 史 | 取締役<br>(監査等委員)   |          |          |                    | ○         |           | ○                |
| 浅 井 耕 作 | 取締役<br>(監査等委員)   |          |          | ○                  |           |           | ○                |

以 上

## 株主総会会場ご案内図



会 場：東京都千代田区飯田橋三丁目10番8号

ホテルメトロポリタンエドモント 2階「万里」

TEL 03-3237-1111

最寄駅：・ JR 飯田橋駅東口より徒歩約5分

・ 地下鉄有楽町線／南北線／大江戸線 飯田橋駅 A 2 出口より徒歩約5分

・ 地下鉄東西線 飯田橋駅 A 5 出口より徒歩約2分

・ JR 水道橋駅西口より徒歩約5分

●会場周辺には有料駐車場もございますが、数に限りがございますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。